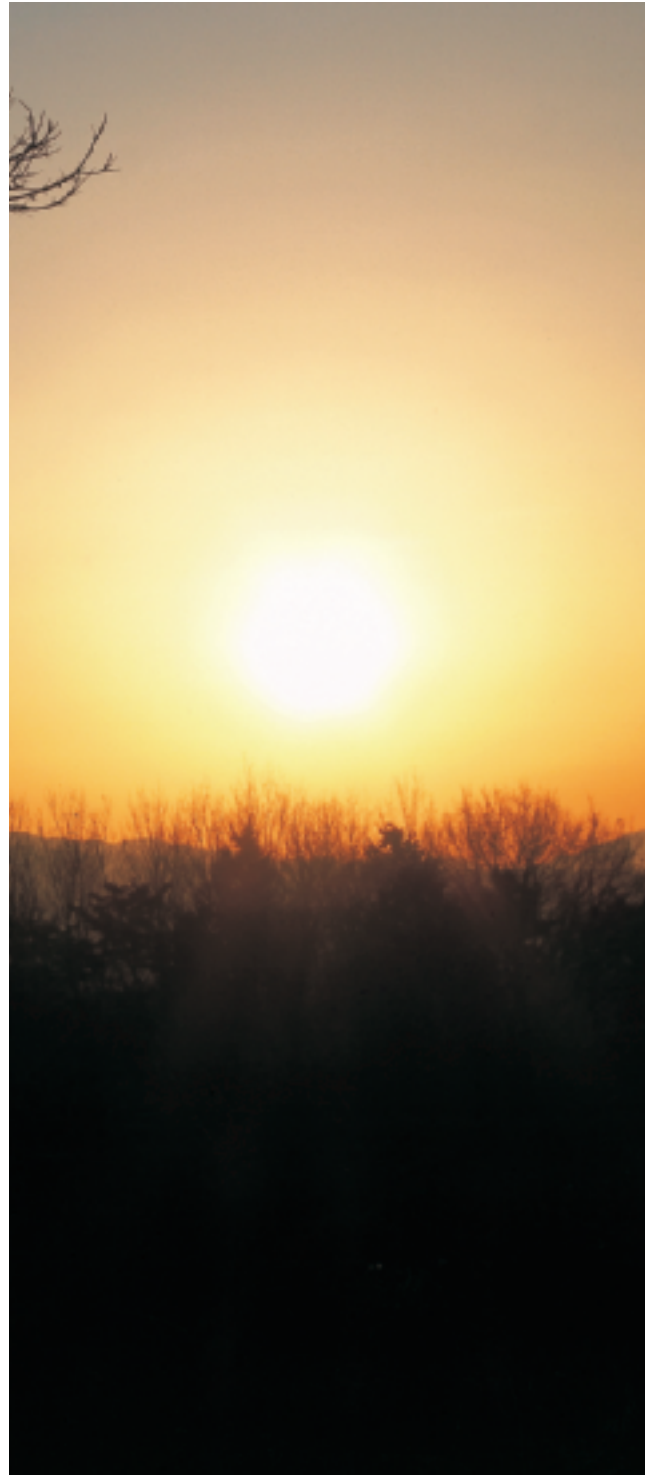




Vol. 200

(3 ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>

創刊200号に寄せて

木村栄大郎(広報委員長)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、中野法人会活動にご理解ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

併せて、情報誌「なかの」を御購読下さりまして誠にありがとうございます。

お陰様をもちまして、本号にて発刊以来第200号の発行を迎えることができました。

これもひとえに皆様方のご支援、ご購読の賜物と厚くお礼申し上げます。

昭和51年創刊「中野法人会報」としてスタートし足掛け38年、初代・竹内源三郎委員長、第二代・宮坂順三委員長、を経て第6代広報委員長として私も就任10年目にならんとしております。今に至るまでには年間発行回数も年4回、年5回と変更し今では年6回の発行になり、よりタイムリーな情報をお届けできるようになり、誌面も白黒から一部カラーへ、そして今では全面カラー印刷と、より見やすく、本誌をお読み頂けるようになったかと思っております。一昨年の公益法人化に伴い、会の活動報告、税に関する話題から、広く中野地域の主だったイベント等の情報等も取り上げるようになり、内容もバラエティに富んできております。

どうかこれからも毎号毎号お読みいただき、より充実した誌面づくりに、皆様のお声を頂戴出来ればと思う次第です。

結びにあたり、中野税務署様、中野都税事務所様には、広報委員会に毎度ご出席頂き貴重なご意見を賜りまことにありがとうございます。心より感謝いたします。また、歴代の広報委員会の皆様に対してもこの場を借りて感謝の意をお伝えいたします。

本 部 だ よ り

活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ2014に参加

10月11日・12日(税金クイズなどを実施)



11日、応援頂いた皆様



メイン会場の四季の森公園



12日、応援頂いた皆様



子ども税金クイズコーナー



“クイズに挑戦してラーメンを…”



“こちらでノベルティを差上げてま〜す”

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

(まずはお電話を…)

実施日時：2/10(火)、4/2(木) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)

TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



掲 示 板 (1~3月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
1月	8日(木)	15:15~15:25	正副・総務・事業：役員会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	一般受付開始 15:30
	//	16:00~17:00	署長：講演会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	祝賀会	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
	10日(土)	9:00集合	租税教室(上高田小：6年1組2組)	上高田小学校	
	12日(月祝)	13:30~&15:00~	(中野区) 大人の集い	中野サンプラザホール 15:00~中野サンプラザ13F	
	13日(火)	11:00~14:00	東法連・新年賀詞交歓会・記念講演会	帝国ホテル	(会長)
	14日(水)	16:00~17:00	源泉研究部会・第355回研修会	法人会館	終了後:新年初顔合せ会
	15日(木)	10:30~11:30	中野税務懇談会	署・別館会議室	
	//	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館	
	16日(金)	16:00~17:00	広報委員会	ウエストファイブ・サード・日本橋	終了後:新年初顔合せ会
	21日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
	23日(金)	19:00~21:00	青年部会・新年初顔合わせ会	ウエストファイブ・サード・日本橋	
	26日(月)	13:00~17:00	東京都・立入検査	法人会館	
2月	2日(月)	13:30~&15:30~	e-Tax講習会	専門学校東京テクニカルカレッジ	
	3日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法人会館	
	4日(水)	14:00~15:00	女性部会・第260回研修会	法人会館	終了後:役員会
	5日(木)	14:00~15:30	源泉研究部会・第357回研修会	法人会館	終了後:役員会
	6日(金)	17:00~18:00	青年部会・第383回研修会	法人会館	終了後:懇親会
	10日(火)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法人会館	
	12日(木)	17:45集合	厚生共益委員会主催:チャリティボウリング大会(14レーン)	C - B i C	終了後:表彰式&懇親会
	16日(月)	7:50集合	“確定申告期” 冒頭駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
	26日(木)	16:30~17:00	正副会長会	中野サンプラザ	
	//	17:00~18:00	理事会	中野サンプラザ	
	//	18:00~18:30	新入会員・特別研修会	中野サンプラザ	
	//	18:30~20:00	新入会員・特別交流会	中野サンプラザ	
3月	4・5・11日	9:00~	生活習慣病健診	中野ゼロ小ホール	
	13日(金)	15:00~16:00	東法連・理事会	法人会館	
	//	18:00~19:00	青年部会・役員会	全法連会館	(会長)
	17日(火)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野ゼロ視聴覚ホール	
	//	14:00~15:00	女性部会・福利厚生事業第三弾	なかのZERO大ホール	
	19日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ20F	終了後:懇親会
	25日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館	

1 月号の目次

「新春対談(橋本署長・鈴木会長)」

2015 VOL.200

創刊200号に寄せて(木村広報委員長).....	2	活発な事業・研修を開催!!(与信管理対策セミナー)	13
活発な社会貢献活動(にぎわいフェスタ).....	2	“税を考える週間” 秋の特別講演会(講師:落合寛司氏)	13
新春対談 中野税務署 橋本 秀法 署長 中野法人会 鈴木 芳久 会長.....	4・5	全法連・第31回法人会全国大会(とちぎ大会).....	14
年頭所感 中野都税事務所長 鈴木 邦彦 様.....	6	活発な社会貢献活動を展開!!(中野駅頭PR活動).....	14
都税だより・税務署だより.....	6・7	“税を考える週間”(第7支部:マジックショー&グルメのタベ)	14
平成26年度納税表彰式、“税の作文コンクール”入賞作品	8	部会だより(源泉研究部会)(青年部会).....	15
活発な社会貢献活動(秋の講話&税務研修会).....	9	部会だより(第28回法人会全国青年の集い・秋田県)	15
法人税実務講座・源泉所得税実務講座・年調&案内 ..	9	部会だより(女性部会)(福利厚生事業第二弾).....	15
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生).....	10・11	中野法人会福利厚生事業第三弾(チャリティゴルフコンペ)	15
活発な社会貢献活動(10月・11月開催).....	12・13	第5回「税に関する絵はがきコンクール」.....	16

● 表紙(写真説明).....第12回フォト・コンテスト入賞作品(片岡早苗様・片岡政夫様)

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
 編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

新春対談



司会(木村広報委員長)：新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。本日は、“新春対談”ということで、企画をさせて頂きました。よろしくお願いいたします。

会長：明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりありがとうございました。本年もよろしくお願いいたします。

署長：明けましておめでとうございます。昨年は、法人会の皆様には、税務行政全般にわたり、ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

司会：橋本署長におかれましては、昨年の異動で中野に赴任されまして、就任後中野の印象など、法人会の印象も含めてお話頂ければと思います。

中野は活気に溢れ調和のとれた住みよい街

署長：着任して感じたことは、人がとても多く、活気があり住みよい街だなというのが第一印象です。商店街は充実しているし、大きな公園が「四季の森公園」を始め4つもあり、奥に行けば閑静な住宅街で、それでいて交通至便で新宿へもすぐに行けるという、人が多いけれども、治安がとても良いバランスのとれた街だなという感じがしました。

そこで、「私の大好きな中野」ということでいくつか挙げてみます。

一つ目は、南台にある「租税資料館」です。税務関係の専門書を始め、膨大な資料・文献が所蔵されています。閲覧が自由なので、夏休みの休暇を利用して行きました。

二つ目が、「沼袋氷川神社のジャズフェスティバル」です。私は、夜に行ってみましたが、プロのミュージシャンが演奏しているのに無料で聴けることに驚きました。

三つ目が、「四季の森公園」と「ランナーズステーション」です。会員になっておりまして、朝7時からオープンなので、ジョギングしたときはそこでシャワーを利用しています。

四つ目が、「中野ZEROのプラネタリウム」です。

また、中野は美味しい食べ物がたくさんありますね。洋菓子で好きなのは、「沼袋のアビニヨン」、和菓子では、「新井の庄瀬」でしょうか。ラーメン屋もいっぱいありますね。

まだ、着任して半年ですから、これから楽しみにしているのは「新井薬師の豆まき」と「中野通りの桜並木」です。

司会：是非、楽しみにして頂きたいと思います。新年の抱負ということで、鈴木会長お願いします。

公益社団法人として魅力ある事業の展開を

会長：公益社団になり、様々な事業が増えました。署の皆様には、様々にご協力して頂き、感謝申し上げます。

お陰様で、様々な事業が順調に推移しているところです。只、最大の課題は、会員増強です。退会をどう減らすかという問題もあります。更に、法人会の魅力を出した事業を、行っていかなければいけないし、何か、おもしろい事業を企画したいと思っています。

公益事業としては、「税知識の普及」ということで、青年部会は「租税教室」や「子供税金クイズ」、女性部会は「税に関する“絵はがき”コンクール」源泉研究部会は「税の“川柳”コンクール」に取り組んでおります。どの事業を取っても、一段と磨きがかかってきていますが、更に、工夫する必要性を感じております。

11月に、第9支部・第10支部が第十中学校をお借りして「セーフティー教室&講演会」を行います。



(左から木村広報委員長・鈴木会長・橋本署長)

した。内容も良く多くの皆様に参加して頂きました。また、第7支部で行った「マジックショー&グルメの夕べ」も皆さんに楽しんで頂けたようです。

“税を考える週間”の特別事業として、西武信用金庫の落合理事長に「講演」を頂きましたが、本当に内容の濃い素晴らしい講演でした。こうした事業を、更に増やしていきたいと思っております。そして、会員増強に繋がればと考えております。

司会：ありがとうございます。それでは橋本署長、新年の抱負ということで一言お話頂きたいと思っております。

確定申告の相談会場が新宿住友ビルに変更

署長：中野税務署長としての職責を果たすことに尽きます。国税庁の使命である「納税環境の整備」や「適正・公平な課税の実現」等に向け努力していきたいと思っております。具体的には、e-Taxの拡大、租税教育の実施、関係団体の方々との協調等を図るとともに、調査や徴収等、税務署本来の業務を着実に実施していきたいと思っております。

また、年が明けますと、すぐに確定申告の時期に入りますが、確定申告関係事務の円滑な実施も重要な課題となります。特に、中野の確定申告(確定申告書の作成・相談)は、今年初めて、新宿区の「新宿住友ビル(三角ビル)」で実施することとなりました。これまでは、署内の駐車場にプレハブを建てて確定申告書の作成・相談を行っていましたが、今度の確定申告から、四谷、新宿、中野の3税務署合同で「新宿住友ビル」を会場として実施することとなります。中野税務署内では確定申告書の作成・相談事務を行わないことから、納税者の皆様が誤って確定申告書の作成・相談で

来署されることのないよう広報に努めるとともに、万全の態勢で取組んで参りたいと思っています。

また、対内的には、中野署にはたくさんの職員がおります。職員一人一人の気持ちを大切にし、彼らの今後も考え、私にできることをやっていきたいと思っております。

司会：ありがとうございました。さて、署長にお伺い致します。オフタイムの過ごし方を趣味なども含めてお聞かせください。

早朝のジョギングで万全な健康管理を維持

署長：休日は、朝早起きして、多摩湖の周囲をジョギングしています。1周12キロですが、我が家からだと14キロあり、四季折々の風景が楽しめて、とても爽快です。

ジョギングの後朝食、その後はほとんど妻と行動を共にしています。図書館、買い物、庭いじり、トレーニングジム等々。昨日も妻と2人で梅の剪定をしました。

月に1回は必ず2人で映画を観たり、美術館に行ったり、コンサートに行ったりしています。体を動かすことはとても好きですが、静かに楽しめるようなものを何か趣味にしていきたいと思っています。

昔、将棋は二段までなりました。読書や音楽も大好きです。音楽が好きですが、とても会長ほどの素養はありません。体育会系ではない、何か文化系の趣味を持ちたいと思っていますが…。

司会：休日を奥様と、理想的な過ごし方をされていてとても素晴らしい限りです。

本日は、お忙しいところ本当にありがとうございました。





謹 賀 新 年

中野都税事務所
所長 鈴木 邦彦

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会の役員並びに会員の皆様におかれましては、新年をお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、法人会の諸活動やご事業を通じまして、都政並びに都の税務行政の運営に多大のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等、広く地域社会への貢献活動に尽力されてこられました。貴会の先進的かつ熱心な活動に心から敬意を表する次第でございます。

さて、東京都は、2020年オリンピック・パラリンピックの開催を起爆剤に「世界一の都市・東京」の実現に向け、新たなランドデザインを描き始めました。

今後、史上最高のオリンピック・パラリンピックを実現させるために、最新技術の活用、都市基盤の充実、国際化の推進など、都市外交政策を実施して、さらに

東京を飛躍させていこうと考えております。また、大会終了後も東京が持続的に発展できるよう、都民の安全・安心を最優先に、様々な施策を展開し、着実に歩を進める決意でございます。

東京都主税局は、これらの施策を推進し、都民サービスの更なる充実を図れるよう、都税収入の確保に全力で取り組みます。また、防災力の向上に向け、不燃化特区内における固定資産税の減免制度の導入や、温暖化対策推進の一環として、省エネルギー設備を取得した場合に、中小企業者を対象に事業税を減免する制度など、引き続き税制面から支援してまいります。

さらに、昨年度から、都内区市町村と連携し、オール東京で個人都民税の特別徴収の促進を推進しております。皆様方、事業主の方々にもご協力いただきたく、ご支援を改めてお願い申し上げます。

中野都税事務所といたしましては、本年も心を新たに、親切できめ細やかな対応に心がけ、適正かつ公平で効率的な税務行政の推進に全力を注いでまいりたいと思っております。

本年も引き続き、中野法人会の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

税務職員を装った不審な電話『還付金詐欺』にご注意ください！

～ 23区内に償却資産をお持ちの方へ ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です

- 償却資産とは
会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
 - 申告が必要な方
平成27年1月1日現在、償却資産を所有している方
 - 申告先
償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
 - 申告期限
平成27年2月2日(月)
- 詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。また、資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス 検索 クリック

ヘルプデスク ☎ 0570-081459

(IP電話・PHSから ☎ 045-759-3931)

※8:30～24:00まで(土日祝・年末年始(12/29～1/3)を除く)

【お問い合わせ】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

23区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地(23区内)の申告はお済みですか？

◎住宅用地の状況に変更があり、一定の要件を満たす場合は、固定資産税・都市計画税軽減されます。

◎軽減を受けるためには、平成27年2月2日(月)までに申告が必要です。

【お問い合わせ】土地が所在する区にある都税事務所の土地係

平成26年度税務功労者感謝状贈呈式

11月13日、中野都税事務所において贈呈式が行われました。榎本 一様(副会長)が受彰されました。



受彰：榎本副会長



ご来賓の皆様と



祝：おめでとうございます

税 務 署 だ よ り

新宿・四谷・中野税務署からのお知らせ

確定申告会場が 変わります！

確定申告書作成会場を
新宿住友ビル46階 に開設します。

《所在地》 新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 46 階

税務署内には確定申告書の作成会場はありません。

開 設 期 間	平成27年2月12日(木)から3月16日(月)まで ※土、日を除く。ただし、2月22日(日)及び3月1日(日)は開場します。
受 付 時 間	午前9時から午後4時まで(相談は午前9時15分から) ※会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがあります。

年末調整・法定調書のお知らせ

◎源泉所得税

年末調整により納付する税額がない(「本税」欄が「0」)場合であっても、所得税徴収高計算書(納付書)は所轄の税務署に提出してください。

また、e-Taxで送信する場合であっても電子証明書は不要です。

なお、利用者識別番号は必要なため「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出してください。

※納期の特例を適用している源泉徴収義務者の方の、7～12月分の給与等の源泉所得税の法定納期限は**翌年1月20日**です。

なお、納期の特例を適用されていない源泉徴収義務者の方の、12月分の給与等の源泉所得税の法定納期限は**翌年1月13日**ですので、ご注意ください。

◎法定調書

平成26年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は**平成27年2月2日(月)**ですので、ご注意ください。



法定調書の提出に関する
e-Tax利用のお願い

本年分の法定調書の提出につきましては、是非
顧問税理士に代理送信を依頼していただきます
ようお願いいたします。

平成26年度 納税表彰式

11月7日、中野サンプラザにおいて、平成26年度の納税表彰式が行われました。

法人会の活動を通じ、その功績により橋本署長より、署長表彰・署長感謝状が手渡されました。

中野法人会も署長感謝状を授与されました。

又、第6支部幹事の白井久代様は、中野間税会より署長感謝状を授与されました。

続いて東京国税局長表彰を受彰された榎本副会長様が席上にて紹介されました。



榎本 一様 横田忍夫様 柴野直樹様 柴 隆夫様 篠崎吉紀様

《中野税務署長表彰》

横田 忍夫様 (理事・第5支部副支部長)

柴野 直樹様 (理事・第8支部副支部長)



11月7日 中野税務署長表彰

《中野税務署長感謝状》

柴 隆夫様 (常任理事・第10支部支部長)

篠崎 吉紀様 (理事・第1支部幹事)



11月7日 中野税務署長感謝状

“税の作文コンクール” 入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【税金にありがとうを込めて】

東大附属中学校 石谷 瑠梨

私の祖母は元々心臓が悪くペースメーカーを入れていました。私が物心ついた時から入れていていつも入退院を繰り返していました。そんな祖母の家へ毎年夏 “表彰式(12月10日 於：区役所内)” に遊びに行っていました。いつもニコニコしていて優しい祖母でした。その祖母が今年の一月に亡くなりました。最後に会ったのは亡くなる一カ月前。その時は元気で一緒に外で昼食をとったほどです。通夜の日に見た祖母の顔は笑顔でした。その笑顔をつくり出したのは、ペースメーカーがあったから。祖母が入れていたペースメーカーは、祖母の病院で最新型のものだったそうです。今ではこんなに祖母につくしてくれた病院に感謝しています。

一方でこの病院の治療には、私たちが納めている税金が役立っていると知っていましたか。私たちが普段納めている税金は社会保障といって、国が国民の生活



を支えるために多く使われています。社会保障の中には、年金や医療、福祉に役立てられ、知らないところで私たちの生活をより安全なものにしてくれます。他にも税金は、教育の面でも使われています。例えば普段使っている机はもちろん体育の時間に使うマットや跳び箱なども税金で買われています。

身近なところで消費税が五パーセントから八パーセントに上がりました。周りの友達の上がって欲しくなかったと言っています。実際私もこの作文を書くまでそう思っていた一人です。しかし、調べていくにつれ税金がなければ私の生活はできません。

将来私は医療関係の仕事につきたいと考えています。医療の現場で一人でも多くの人を救いたいです。そのためにはみなさんが払う税金が必要不可欠なのです。これからは税金のことをより多くの方に知ってもらうことが今後の課題だと思います。

最後に、私は帝王切開という手術をして生まれてきました。この命は税金を使い発達した医療によって救われました。これも税金のおかげです。私にとって税金とは命を守るための部品だと思います。

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

「秋の講話・税務研修会」を開催!



第1支部



第2支部



和田第4統括官 小倉第5統括官 岡部第6統括官



第3支部



第4・5・6支部



第7支部



第8支部



第9中央・本町・10支部



第11・12支部

「第22回法人税実務講座」&「第23回源泉所得税実務講座」(10月28日)

～ 大変解りやすい講義に感謝! ～

法人税と源泉所得税の実務講座に参加させて頂きました。

法人税の実務講座では、平成26年度の税制改正の中でも減価償却や税額の計算に関する改正、交際費等の損金不算入に関する改正を中心に講義が進められました。講義の最後には学んでいたものが例題として出題され、より実務に近い理解を得ることができました。



皆様 真剣です!!

源泉所得税の実務講座では、通勤手当の非課税限度額の引上げについて説明をして頂きました。表を用いた説明であった

アサヌマ・コーポレーション(株) 山下 遵

ため、どの様に記入すべきか大変解り易く参考になりました。

また、給与所得と事業所得の区分について、5つの項目に (法人税) 八巻上席 (源泉所得税) 林上席 当てはめて考えることで区別する方法を教えてくださいました。今後の業務の際に活用していきたいと思ひます。

短時間の講義でしたが、多くの事を勉強させて頂きました。今後もこのような講義に参加させて頂きたいと考えております。ありがとうございました。



11月10・11・12日「年末調整説明会」



(会場の中野ゼロ小ホール&野方区民ホール)

『新入会員特別研修会』 開催のご案内

日 時：平成27年 2 月26日(木) 18時～

場 所：中野サンプラザ11F

アネモルーム

第1部 18時～ 研 修

第2部 18時30分～ 交流会

会 費：5,000円

知つとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。さて、本年最初の「税の豆知識」は、学資保険（こども保険）の祝い金及び満期保険金（以下「満期保険金等」という。）を受け取った場合の税金について説明いたします。

学資保険（こども保険）とは？

学資保険とは、子供の教育費などに掛かるお金を補助することを目的とし、契約した保険料をきちんと支払うことによって、教育資金が必要になると予め設定した時期に給付金としてまとまったお金を受け取ることができる保険です。

主に祝い金や満期学資金として、契約時に決めた子供の年齢に合わせて給付金を受け取れるものです。

また、生命保険と同様に、子供や親に万が一のことがあった場合には、死亡保険金や病気やケガの治療に係る給付金が下りるものもあります。

なお、基本的には、学資保険の契約者が万が一亡くなった場合には、それ以降の保険料が免除されるシステムになっているようです。

学資保険の主な契約種類（例）

学資保険は、各保険会社から様々な内容の商品が提供されていますので、契約の中身、保険金の受取の性格などをよく検討する必要があります。

代表的な内容は、次のとおりです。

1. 「大学入学時」の学資金準備のもの

大学入学時に満期保険金を一括で受け取る内容の保険

2. 「小・中・高+大学入学時」の学資金準備のもの

小学校入学時の学資祝金を始めとして、中学校入学時学資祝金、高校入学時学資祝金を受け取り、最後に大学入学時満期保険金を受け取る内容の保険

所得税の対象

学資保険に入っていると、定期的に祝い金（教育資金）がもらえ、満期になれば満期金を受け取れます。保険契約者及び保険金受取人が親となっている契約の場合においては、この受け取ったお金は、「一時所得」として所得税の対象になります。

一時所得の計算

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を（50万円）を控除した金額となります。（所法34②・③）。

【算 式】

一時所得に係る総収入金額－所得を得るために支出した金額－特別控除50万円＝一時所得の金額
（注）総所得金額を計算する場合には、一時所得2分の1に相当する金額が他の所得と総合されることになります（所法22②二）。

一時所得の金額の計算は、その年に発生したすべての一時所得に係るもの（一時所得とみなされるものは、「競馬で儲けたお金」、「福引で当たった賞金」、「遺失物拾得者の報労金等」など）を合算して計算します。

学資保険だけの場合、収入金額は満期保険金等の額であり、「その収入を得るために支出した金額」は、これまでに支払った保険料の総額となりますので、かなりの高額の契約でない限り課税されるケースは少ないと思います。

受け取り方で雑所得になる場合があります

満期保険金等は、基本的には一時所得となりますが、契約内容（満期保険金等の受け取り方）によっては、雑所得となる場合もありますので注意

してください。国税庁の照会回答事例がありますので参考にしてください。

【学資保険の概要】

- ・保険契約者及び保険金受取人：本人
- ・被 保 険 者：長男
- ・払 込 期 間：被保険者が2歳から15歳までの期間
- ・教 育 資 金：被保険者が満16歳、17歳、18歳及び19歳到達時にそれぞれ10万円
- ・満期保険金：被保険者が満20歳のときに10万円

【回答】

照会の学資保険においては、契約に基づき5年間にわたって毎年10万円の教育資金又は満期保険金のいずれかが支払われることとされています。

このように、あらかじめ定められた期間に、連年、教育資金又は満期保険金という形で定額の給付金の支払が行われていることからすれば、これらの教育資金及び満期保険金については、臨時・偶発的に生ずる所得というよりも継続的に生ずる所得として、いずれも雑所得に該当します。

(注) 雑所得の金額の計算は、教育資金又は満期保険金の額から、それぞれに対応する保険料の額を控除した金額となります。

受取人が子供の場合は、贈与税の対象

保険契約者が親で、保険受取人が子供となっている契約の場合、子供は保険料を負担していないのですから、親からお金をもらった(贈与された)のと同じような意味合いになり、満期保険金等は「贈与税」の対象となります。

贈与税の税額は、贈与額から基礎控除110万円を引いたものが課税価格となり、この階層に応じた税率を乗じて計算します。



「2015年の 十二支は未・羊」

羊は群れをなして行動するため、家族の安泰や平和をもたらす縁起物とされています。「羊」という字は、ヒツジを正面から見たときの、角と上半身を表した形です。後ろ足までの全体を表した形が「美」で、成熟したヒツジの美しさを表しています。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付
1月13日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- ・国税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月2日
- ・国税／5月決算法人の中間申告
2月2日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
2月2日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- ・地方税／給与支払報告書の提出
2月2日
- ・労務／労働保険料の納付(第3期分)
2月2日
(労働保健事務組合委託の場合2月16日まで)

2月の税務と労務

- ・国税／平成26年分所得税の確定申告
2月16日～3月16日
(還付申告は申告期限前でも受け付けられます)
- ・国税／贈与税の申告
2月1日～3月16日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付
2月10日
- ・国税／12月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
3月2日
- ・国税／6月決算法人の中間申告
3月2日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
3月2日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付
3月2日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

活発な社会貢献活動を展開!!

《第1～4支部》第39回野方地区まつり（小・中学生を対象に税金クイズを実施）

（10月18日 於：野方ふれあい広場）



会場の野方区民ホール前



応援頂いた皆様



“税金クイズに参加しよう”



“これは…ネ！”

《第1～4支部》第35回丸山塚まつり（子どもワイワイ広場）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）

（10月26日 於：区立丸山塚公園）



会場の丸山塚公園



応援頂いた皆様



“さ！並んで…ね”



入口にはPRポスターが…

《第4～6支部》第38回上高田地区まつり（小・中学生を対象に税金クイズを実施）

（11月2日 於：上高田2丁目公園）



挨拶：田中区长（上高田2丁目公園）



応援頂いた皆様



“税金のことを…”



作品展：見事な書体

《第4～6支部》「恒例の松ヶ丘・上高田・新井地区の環境美化キャンペーン」に参加

（11月19日 於：新井薬師駅前周辺）



応援頂いた皆様



責任者
高橋様



挨拶
田中区长



挨拶
野方警察の方



挨拶
新井小の校長先生



いよ～！第5支部



田中区长も…！

《第7支部》第35回東中野地区まつり（みんなの広場）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）

（10月19日 於：元・東中野小学校）



会場の元・東中野小学校



応援頂いた皆様



“税金とは…ネ！”



懐かしい方が…

活発な社会貢献活動を展開!!

《第8支部》草花の鉢植えを贈呈(チャリティーで…) (清掃活動!!)

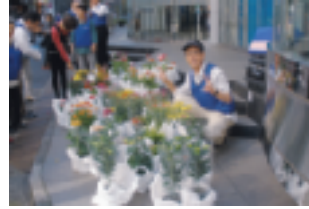
(10月18日 於:西武信用金庫・本店前)



素敵な秋の花がいっぱいです



応援頂いた皆様



花とオジサン(!)



“うわ～！きれいな花”

“税を考える週間・特別事業”

《第9中央・第9本町・第10支部》(共催:社会貢献委員会・事業委員会)

「演奏・セーフティー教室&講演会」(11月8日 於:区立第十中学校体育館)



会場の区立第十中学校



挨拶:鈴木会長 挨拶:関校長先生 “素敵な演奏を有難う!” 中野警察の方 オフィスエルアールの役者さん 講師の話は素晴らしかったです!

《第11・12支部》神明・氷川市に参加(小・中学生を対象に税金クイズを実施)

(10月25日 於:神明氷川神社)



会場の神明氷川神社



おやっ!何とユニークな…



応援頂いた皆様



秋元支部長とお孫さんも…



“税金って大事だね”

◆ 与信管理対策セミナー ◆



11月27日“事前の心構えが大事ですね” 講師:安藤氏 講師:手塚次長



◆ 東法連・第4ブロック合同会議 ◆



11月5日(於:西荻・こけし屋)



第2部:アトラクションで

11月27日 “税を考える週間”『秋の特別講演会』(於:中野サンプラザ)を開催



前段で「理事会」を開催



講師:西武信用金庫・落合理事長



第2部:懇親会で(挨拶:鈴木会長)

全法連 第31回法人会全国大会 (とちぎ大会) と特別研修会

とちぎ大会 10月16日(木)～17日(金)
栃木県総合文化センター

第1部 記念講演

演題：「日本の行方～政治と経済の現状分析と展望」



TBSテレビ報道局 解説・専門記者室長
講師：杉尾秀哉氏

第2部 式典

開会の辞
国歌斉唱
来賓紹介
主催者挨拶
来賓祝辞
表彰状贈呈
税制改正提言の報告
青年部による租税
教育活動の報告
大会宣言
閉会の辞



(一社) 栃木県法人会連合会
会長 高橋文吉



(公財) 全国法人会総連合
会長 池田 弘一

第3部 懇親会



会場前で…



～ 全国大会会場内 ～



足利フラワーパーク



鬼怒川：あさやホテル



日光の例大祭 (行列)



日光の例大祭 (家康の御輿)



日光東照宮前で



竜頭ノ滝で…

活発な社会貢献活動を展開!!

“税を考える週間・特別事業”

◆「JR中野駅頭PR活動」◆



11月11日：応援頂いた皆様



鈴木会長も…



橋本署長も…



11月6日：橋本署長も…



おやっ！お揃いですね



11月13日：税務懇談会（新井氏が出席）

《第7支部》

◆チャリティーマジックショー&ディナー◆ ～ 圧巻のマジックに感動 ～ (10月31日 於：ウェストフィフティサード)



挨拶：鈴木支部長



挨拶：中原副支部長



マジックショー：もっちー



“もっちー”とハイボールズ！



挨拶：小峰事業委員



多くの皆様が…

部 会 だ よ り

《源泉研究部会 第352回研修会(年調)》

◆e-Taxを利用して法定調書の提出を！◆

11月6日、法人会館において、平成26年分年末調整について、先ずDVDの上映があり、その後、林上席より補足説明をして頂きました。



講師の林上席 安藤部会長

通勤手当の非課税限度額が 引き上げられました

改正内容の詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。税務署の源泉所得税担当にお尋ねください。



「今年の改正点は…」



終了後の役員会

《青年部会》

◆親睦チャリティーボウリング大会◆



10月23日(会場のC-BiC)



優勝：根本さん

《女性部会》



11月19日(鑑賞会：サンパザール)



とにかく素晴らしかったですよ！



《第3回 税の川柳コンクール入賞発表》

応募作品(110点)から、源泉研究部会役員・理事役員の皆様に選考して頂きました。

《中野法人会長賞》

・相続と 贈与を如何に 老の坂

(源泉研究部会推薦による)

《中野法人会長賞》

・税収増 願う俺だが 節税派
・税務署に 置いてなかった 招き猫
・上げるより 絞るが先だ 国家予算

《優秀賞》

・ふるさとに 税を納めて 腹つぶみ
・関係ない と思った人にも 相続税
・たばこ税 払った人へ 迷惑顔
・源泉を 掛け流すほど 余裕なし

第28回法人会 全国青年の集い

11月21日 会場：秋田県民会館



第28回
法人会 全国青年の集い
秋田大会



会場前で…



あつ〜い！秋田の大会でした

11月13日 中野法人会 福利厚生事業 第三弾

チャリティゴルフコンペ 於：森林公園ゴルフ倶楽部



スタート前に(さあ〜優勝を目指して！)



優勝：竹下氏



終了後：全員で記念撮影

《社会貢献活動》



入賞作品展示(中野区役所1階)
12月8日~12月12日

(10月10日・11日 審査会 於: 法人会館)

第5回「税に関する絵はがきコンクール」



中野区立上鷺宮小学校 殿



最優秀学校賞



(表彰式 12月10日 於: 中野区役所)

中野税務署長賞

中野都税事務所長賞

中野法人会長賞



上鷺宮小学校
西村 妙音 様



上鷺宮小学校
秋山 愛莉 様



上鷺宮小学校
尾上 隆介 様

(青年部会推薦による)
中野法人会長賞



中野神明小学校
市原 古都 様

(女性部会推薦による)
中野法人会長賞



桃園小学校
中島朱理 様

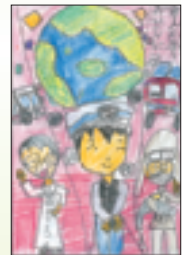


若宮小学校
田村 優衣 様

..... 優 秀 賞



中野神明小学校
岡光 穂乃歌 様



鷺宮小学校
山下 興林 様



中野神明小学校
郡司 有菜 様



上鷺宮小学校
東福 紗和 様



上鷺宮小学校
佐藤 聡剛 様



鷺宮小学校
清水 凜詠 様